

株主各位

証券コード 3698
2025年12月3日
(電子提供措置の開始日2025年11月26日)

東京都渋谷区桜丘町20番1号
株式会社CRI・ミドルウェア
代表取締役社長 押見正雄

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイトに「第25回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.cri-mw.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、上記の他、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスの上、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、電子提供措置事項をご確認くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、郵送（書面）又はインターネットにより議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年12月17日（水曜日）午後7時までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。郵送（書面）又はインターネットによる議決権行使については次頁以降をご確認ください。

敬具

記

1. 日 時 2025年12月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ4階 渋谷ソラスタコンファレンス4D
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第25期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 取締役に対する事後交付による株式報酬に係る報酬決定の件

以 上

~~~~~  
株主総会終了後、引き続き同会場にて、株主の皆様に当社へのご理解を深めていただけた  
め、事業説明会を開催いたします。  
お時間の許す限りご参加くださいますようご案内申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、事業報告、連結計算書類、計算書類の一部について記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

# 議決権行使のご案内

## 株主総会にご出席いただけない場合

### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2025年12月17日（水曜日）午後7時到着分まで

### インターネットによる議決権行使

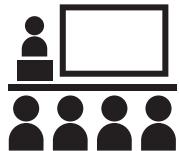


当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。  
なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

**行使期限** 2025年12月17日（水曜日）午後7時まで

## 株主総会にご出席いただける場合

### 株主総会への出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。

**開催日時** 2025年12月18日（木曜日）午前10時

#### ご注意事項

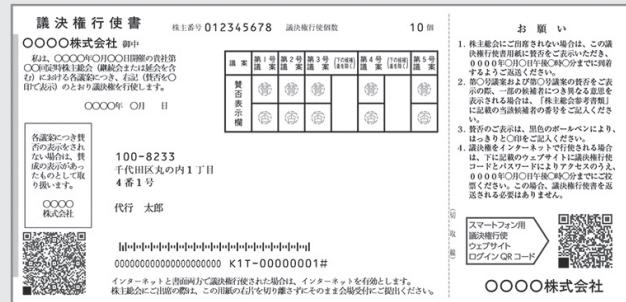
- ※書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- ※インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

# インターネットによる 議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にてご利用いただけます。

ご利用に際しては、次に記載する内容をご一読いただき、ご確認の上ご利用いただきますようお願い申しあげます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。



## 「スマート行使」 について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。  
なお、この方法での議決権行使は1回に限ります。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9:00~21:00)

## 1 WEBサイトへアクセス

\*\*\* ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ \*\*\*

●本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承、ご理解の方は「是」をクリックして下さい。

※マウスによる操作  
●記載権行使コードは、議決権行使用紙に記載の「議決権行使用紙用QRコード」をクリックして下さい。  
●記載権行使コードは、議決権行使用紙に記載の「議決権行使用紙用QRコード」をクリックして下さい。  
●記載権行使コードは、議決権行使用紙に記載の「議決権行使用紙用QRコード」をクリックして下さい。

## 2 ログインする

\*\*\* ログイン \*\*\*

●議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。  
●議決権行使コードは、議決権行使用紙に記載してあります。  
(電子メールにより届いた通知を確認している株主様の場合は、宛間に記載電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

## 3 パスワードの入力

\*\*\* ご自身で登録するパスワードへの変更 \*\*\*

●新規登録用パスワードを入力して下さい。確認用パスワードも入力して下さい。  
●既存登録用パスワードを入力して下さい。  
●新規登録用パスワードと既存登録用パスワードが一致しない場合は、「登録」ボタンをクリックして下さい。  
●スマートフォン用議決権行使用紙用QRコードを読み取った場合は、「QRコード」をクリックして下さい。

新規登録用パスワード:  確認用パスワード:   
既存登録用パスワード:

## 4 以降は画面の入力案内に従って賛否を ご入力ください。

# 事業報告

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、主にソフトウェアや備品の取得を行い、その設備投資総額は20,365千円となりました。

#### ② 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

### (2) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 子会社の状況

| 会 社 名                                            | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                          |
|--------------------------------------------------|-----------|----------|----------------------------------------|
| 株式会社ツーファイブ                                       | 3,200千円   | 100%     | 音響制作、CDの製作販売、レコーディングスタジオの運営、イベントの企画運営等 |
| 上海希艾維信息科技有限公司<br>(CRI Middleware China Co.,Ltd.) | 2,000千中国元 | 70%      | 中国におけるCRIWAREのライセンス提供、技術サポート           |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年9月30日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 14,400,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,578,150株  |
| ③ 株主数      | 4,128名      |

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役の状況（2025年9月30日現在）

| 会社における地位         | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                              |
|------------------|-------|-----------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長          | 鈴木正彦  |                                                           |
| 代表取締役社長          | 押見正雄  |                                                           |
| 取締役<br>専務執行役員    | 櫻井敦史  | 企画本部長<br>上海希艾維信息科技有限公司 董事                                 |
| 取締役<br>常務執行役員    | 田中克己  | 特命プロジェクト長<br>株式会社ツーファイブ 取締役<br>上海希艾維信息科技有限公司 董事長 兼 総経理    |
| 取締役<br>常務執行役員    | 及川直昭  | 営業本部長 兼 グローバル事業開発室長<br>株式会社ツーファイブ 取締役<br>上海希艾維信息科技有限公司 董事 |
| 取締役              | 鈴木久和  | 株式会社タダノ 監査役<br>株式会社マイクス 監査役                               |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 田中信重  |                                                           |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 和藤誠治  | TMI 総合法律事務所 パートナー                                         |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 田村奈央子 | 田村奈央子公認会計士事務所 代表<br>JENESIS株式会社 監査役                       |

- (注) 1. 取締役 鈴木久和氏、田中信重氏、和藤誠治氏及び田村奈央子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 鈴木久和氏は、長年にわたる上場会社におけるI R・財務の分掌役員の経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 田中信重氏は、長年にわたる生命保険会社勤務経験を通じて、人事労務管理及び監査業務並びに資産運用に関する専門的な知見を有しております。
4. 取締役 和藤誠治氏は、弁護士及び日本取引所自主規制法人勤務経験等を通じて、M&A、コーポレートガバナンス、エクイティファイナンス、内部統制システム等に関する高い専門性を有しております。
5. 取締役 田村奈央子氏は、長年にわたる公認会計士としての企業会計の豊富な経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、田中信重氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 当社は取締役 鈴木久和氏、田中信重氏、和藤誠治氏及び田村奈央子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当事業年度中の取締役の異動は、以下のとおりです。
- ・鈴木久和氏は、2024年12月19日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等

委員)を辞任し、2024年12月19日開催の第24回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)に選任され、就任いたしました。

- ・2024年12月19日開催の第24回定時株主総会において、新たに田村奈央子氏が取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。
- ・飯野智氏は、2024年12月19日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員を除く)を退任いたしました。

9. 当事業年度後の取締役の担当及び重要な兼職の異動は以下のとおりであります。

| 氏名    | 新                                                                                    | 旧                                                                             | 異動年月日      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 櫻井 敦史 | 取締役 専務執行役員<br>上海希艾維信息科技有限公司<br>董事                                                    | 取締役 専務執行役員<br>企画本部長<br>上海希艾維信息科技有限公司<br>董事                                    | 2025年10月1日 |
| 及川 直昭 | 取締役 常務執行役員<br>ゲーム事業本部長 兼<br>同本部 グローバル事業開発室長<br>株式会社ツーファイブ 取締役<br>上海希艾維信息科技有限公司<br>董事 | 取締役 常務執行役員<br>営業本部長 兼<br>グローバル事業開発室長<br>株式会社ツーファイブ 取締役<br>上海希艾維信息科技有限公司<br>董事 | 2025年10月1日 |

② 取締役の報酬等の額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年12月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう配慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)、業績連動報酬(金銭報酬)により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

また、当社は2024年12月19日開催の取締役会決議により、報酬額等の決定に際して透明性・公正性を確保することを目的として、社外取締役の和藤氏を委員長とし、社外取締役の田村氏、代表取締役会長の鈴木氏及び代表取締役社長の押見氏を構成員

とした任意の報酬委員会を設置しており、当該決定方針の取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会で審議し、答申を受けております。

- b. 基本報酬の額または算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬（金銭報酬）は、役位、職責、その他会社業績等を総合考慮して役位ごとに決定するものとし、毎月定額を支給いたします。

- c. 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は、役位別に定める標準額に対して、当該年度の会社業績および個人別評価に応じて変動する仕組みとしており、当該年度の連結営業利益の目標達成率および個人別評価に応じて算出された金額を翌年度の固定報酬に上乗せして支給いたします。なお会社業績および個人別評価の割合は、取締役専務執行役員および取締役常務執行役員は、会社業績を70%、個人別評価を30%、代表取締役については、会社業績を100%としております。

- d. 基本報酬の額または業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針

役位別の「固定報酬（金銭報酬）」、「業績連動報酬（金銭報酬）」の割合は、業績および個人評価100%達成時において、下表のとおりです。

| 役位        | 固定報酬<br>(金銭報酬) | 業績連動報酬<br>(金銭報酬) | 合計   |
|-----------|----------------|------------------|------|
| 代表取締役     | 75%            | 25%              | 100% |
| 取締役専務執行役員 | 78%            | 22%              |      |
| 取締役常務執行役員 | 79%            | 21%              |      |

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬については、取締役会決議に基づき、その具体的な内容の決定を代表取締役に一任しております。委任を受けた代表取締役は、取締役会において決定された役位別の報酬基準に基づき、個人別の定性評価や会社業績を踏まえた具体的な報酬額を決定しております。また、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、報酬委員会の答申を得た上で、当該答申の内容を最大限尊重することを上記委任の条件としております。

## **口. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2023年12月21日開催の第23回定時株主総会において、年額180,000千円以内（うち社外取締役分は30,000千円以内。）と決議しております。なお、決議時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2017年12月21日開催の第17回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。なお、決議時点の監査等委員である取締役は3名であります。

## **ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項**

当社においては、取締役会より一任を受けた代表取締役社長である押見正雄が、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額及び業績連動報酬の額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社の業績等を勘案しつつ各取締役の経営への貢献度等の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## 二. 当事業年度にかかる報酬等の総額

| 役員区分                       | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額(千円)      |          |              | 対象となる<br>役員の員数(名) |
|----------------------------|---------------------|---------------------|----------|--------------|-------------------|
|                            |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬   | 退職慰労金<br>引当額 |                   |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>(うち社外取締役) | 118,083<br>(6,000)  | 118,083<br>(6,000)  | —<br>(—) | —<br>(—)     | 6<br>(1)          |
| 取締役（監査等委員）<br>(うち社外取締役)    | 20,250<br>(20,250)  | 20,250<br>(20,250)  | —<br>(—) | —<br>(—)     | 4<br>(4)          |
| 合 計<br>(うち社外役員)            | 138,333<br>(26,250) | 138,333<br>(26,250) | —<br>(—) | —<br>(—)     | 9<br>(4)          |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 社外取締役のうち1名は、期中に取締役（監査等委員）から取締役（監査等委員を除く）へ異動しておりますので、取締役（監査等委員を除く）と取締役（監査等委員）の両方に報酬等が計上されています。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社では、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、取締役会の構成を見直し、監査等委員である取締役を含む取締役のうち、過半数が社外取締役となるよう、社内取締役を2名減員し、社外取締役を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | すず 鈴木 正彦<br>(1954年5月25日) | 1981年4月 コンピューターサービス株式会社 [現SCSK株式会社] 入社<br>2000年6月 株式会社CSK [現SCSK株式会社] 取締役<br>2002年6月 同社常務取締役<br>2010年10月 同社専務執行役員<br>2011年10月 SCSK株式会社 取締役専務執行役員<br>2016年4月 同社取締役副社長執行役員(CTO)<br>2017年6月 同社副社長執行役員<br>2019年4月 同社参与(モビリティー事業部門フェロー)<br>2020年4月 当社顧問<br>2020年12月 当社取締役会長<br>2022年11月 当社代表取締役会長<br>2022年12月 広報・マーケティング室、グループ情報システム室 管掌<br>2023年10月 当社代表取締役会長(現任) | 1,400株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所持する当社の株式数 |
|-------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | 押見まさお<br>(1963年2月15日) | <p>1987年4月 株式会社CSK総合研究所 入社</p> <p>1997年10月 同社マルチメディア研究室マネージャー</p> <p>2002年8月 当社へ出向</p> <p>2003年4月 当社取締役</p> <p>2007年4月 当社専務取締役</p> <p>2008年6月 当社代表取締役専務</p> <p>2013年4月 当社代表取締役社長<br/>第1事業ユニット長、エンターテインメント事業推進室 管掌</p> <p>2016年10月 当社代表取締役社長 事業開発本部長</p> <p>2017年10月 当社代表取締役社長<br/>組込み事業推進部、新規事業推進部、エンターテインメント事業開発室 管掌</p> <p>2018年5月 株式会社ウェブテクノロジ 取締役</p> <p>2018年10月 当社代表取締役社長<br/>組込み事業部・インターネット事業部・事業開発室 管掌</p> <p>2019年5月 上海希艾維信息科技有限公司 董事</p> <p>2019年10月 株式会社ツーファイブ 代表取締役</p> <p>2020年5月 株式会社アールフォース・エンターテインメント 取締役</p> <p>2021年10月 当社代表取締役社長<br/>営業本部、事業開発室、グループ情報システム室 管掌</p> <p>2022年10月 当社代表取締役社長<br/>営業本部、モビリティ事業部、事業開発室、広報・マーケティング室、グループ情報システム室 管掌</p> <p>2022年12月 当社代表取締役社長<br/>営業本部、モビリティ事業部、事業開発室 管掌</p> <p>2023年10月 当社代表取締役社長（現任）</p> | 410,800株   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所持する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | さくら い あつ し<br>櫻井敦史<br>(1974年10月8日) | <p>2000年4月 株式会社CSK総合研究所 入社</p> <p>2002年8月 当社へ出向</p> <p>2004年7月 当社入社</p> <p>2013年10月 当社第1事業ユニット副ユニット長 兼 開発統括マネージャー</p> <p>2015年10月 当社執行役員 研究開発本部長</p> <p>2018年10月 当社執行役員 エンターテインメント事業本部副本部長 兼 同本部研究開発部長</p> <p>2018年12月 当社取締役 エンターテインメント事業本部副本部長 兼 同本部研究開発部長</p> <p>2020年12月 当社取締役 エンターテインメント事業本部長 兼 研究開発部長</p> <p>2021年10月 当社取締役 開発本部長 兼 第5開発部長<br/>上海希艾維信息科技有限公司 董事（現任）</p> <p>2022年2月 当社常務取締役 開発本部長 兼 第5開発部長</p> <p>2022年10月 当社常務取締役 TeleXus事業推進室 管掌<br/>兼 開発本部長 兼 第5開発部長<br/>株式会社アールフォース・エンターテインメント 取締役</p> <p>2023年10月 当社常務取締役 企画本部長</p> <p>2023年12月 当社取締役 専務執行役員 企画本部長</p> <p>2025年10月 当社取締役 専務執行役員（現任）</p> | 51,400株    |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4     | すず<br>鈴木久和<br>(1954年10月26日) | <p>1977年4月 住友商事株式会社入社</p> <p>2003年10月 同社 文書総務部長</p> <p>2008年8月 同社 広報部長</p> <p>2011年4月 住商情報システム株式会社 常務執行役員</p> <p>2011年10月 SCK株式会社 常務執行役員</p> <p>2012年6月 同社 代表取締役専務執行役員</p> <p>2016年4月 同社 代表取締役副社長執行役員</p> <p>2019年10月 株式会社タダノ 顧問</p> <p>2020年6月 同社 監査役（現任）</p> <p>2021年12月 当社取締役 監査等委員</p> <p>2022年11月 株式会社マイクス 監査役（現任）</p> <p>2024年12月 当社取締役（現任）</p> | 0株             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木久和氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鈴木久和氏は、上場企業において企業経営、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、財務及び会計に関する豊富な知識及び経験を有しております。加えて当社での3年間の監査等委員である取締役の実績を踏まえ、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断しその豊富な知識及び経験を活かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていくことを期待し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。
4. 当社は、鈴木久和氏との間で会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、鈴木久和氏の選任が承認された場合は、上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社の役員がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。本議案が原案どおり承認可決され各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、任期途中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。
6. 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任等について、担当役員より取締役の選任案及びその考え方に関する報告を受け、検討した結果、取締役会の構成、各候補者の専門性、経験や実績等を踏まえ、本議案で提案されている取締役候補者について妥当であると判断しております。
7. 鈴木久和氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。なお、再任いただいた場合も、独立役員とする予定です。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 田中信重<br>(1958年4月23日)  | 1983年4月 住友生命保険相互会社入社<br>2004年4月 同社 岸和田支社 泉佐野営業部長<br>2007年7月 同社 広島支社 育成統括部長<br>2008年10月 同社 監査役室長<br>2011年10月 同社 年金事業部 次長<br>2019年4月 同社 年金事業部 上席推進役 年金運用コンサルティング担当 シニアアドバイザー<br>2023年12月 当社取締役（監査等委員）（現任）     | 0株         |
| 2     | 和藤誠治<br>(1979年11月22日) | 2007年9月 弁護士登録(第一東京弁護士会)<br>TMJ総合法律事務所 入所<br>2017年12月 当社取締役（監査等委員）（現任）<br>2020年1月 TMJ総合法律事務所 パートナー（現任）                                                                                                       | 0株         |
| 3     | 田村奈央子<br>(1973年8月3日)  | 1999年10月 中央監査法人入所<br>2006年5月 公認会計士登録<br>2007年11月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所<br>2018年1月 田村奈央子公認会計士事務所設立（現任）<br>2018年5月 税理士登録<br>2020年6月 米国公認会計士登録<br>2024年5月 JENESIS株式会社 監査役（現任）<br>2024年12月 当社取締役（監査等委員）（現任） | 0株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中信重氏、和藤誠治氏及び田村奈央子氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1)田中信重氏は、長年にわたる生命保険会社勤務経験を通じて、人事労務管理及び監査業務並びに資産運用に関する専門的な知見を有しております、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同時の当社監査等委員である社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。
- (2)和藤誠治氏は、弁護士及び日本取引所自主規制法人勤務経験等を通じて、M&A、コーポレートガバナンス、エクイティファイナンス、内部統制システム等に関する高い専門性を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その高い専門性を活かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、8年となります。
- (3)田村奈央子氏は、長年にわたる公認会計士としての企業会計の豊富な経験からその見識を活かし、当社の経営に対する監督機能の強化に係る有益な助言をいただくことで当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献していただくことを期待し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同時の当社監査等委員である社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。
4. 当社は、田中信重氏、和藤誠治氏及び田村奈央子氏との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、田中信重氏、和藤誠治氏及び田村奈央子氏が選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 監査等委員である取締役候補者の和藤誠治氏は、当社と顧問契約を締結しているTMI総合法律事務所の所属弁護士であり、当社は同法律事務所の他の弁護士との間に法律業務を委託する等の取引関係がありますが、当事業年度における取引額は当社の売上原価、販売費及び一般管理費の合計の0.24%未満と僅少です。
7. 田中信重氏、和藤誠治氏及び田村奈央子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、再任いただいた場合も、独立役員とする予定です。

### **第3号議案 取締役に対する事後交付による株式報酬に係る報酬決定の件**

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2023年12月21日開催の第23回定時株主総会において、年額180,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）としてご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める目的として、2023年12月21日開催の第23回定時株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに、事後交付型株式報酬であるリストリクトド・ストック・ユニット制度（以下「本制度」といいます。）を導入することいたしたいと存じます。

本制度の概要等は、以下の1～4のとおりですが、株式の交付にあたって、当社は、本制度に基づき、対象取締役に対して当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の交付のための金銭報酬債権及び金銭を報酬として支給することといたします。対象取締役は、当社取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社株式の総数は、年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社株式の株式分割、株式の無償割当て又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分される当社株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整いたします。以下同じです。）といたします。

本制度に基づき発行又は処分される当社株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値とします。以下同じです。）を基礎として当該株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社取締役会において決定いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、別途当社取締役会で決定することといたします。

なお、当社において、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されると、本制度の対象取締役は3名となります。

また、本議案における報酬の内容、報酬額の上限、発行又は処分される当社株式の総数その他

の本議案に基づく対象取締役への当社株式の付与の条件は、当社報酬委員会における審議及び答申を踏まえたものであり、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）、その他諸般の事情が考慮されて決定されたものであること、また、対象取締役に対し1年間に発行又は処分される株式総数の上限数の発行済株式総数に占める割合は0.36%以下であり、希薄化率は軽微であること等から、相当であると考えております。

## 1. 本制度の概要

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会が予め定める対象期間（以下「対象期間」といいます。）中の勤務継続その他一定の条件を満たすことを条件に、当社取締役会において事前に定める数の当社株式の交付のための金銭報酬債権及び金銭を、対象期間分の報酬等として対象期間の終了後に支給し、対象取締役は、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社株式について発行又は処分を受けるという株式報酬制度です。

なお、当初の対象期間は、2025年9月期に係る定時株主総会の終結時の直後の時点から2026年9月期に係る定時株主総会の終結時までとすることを予定しております。

## 2. 交付株式数、金銭報酬債権及び金銭の額の算出方法

当社は、以下の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社株式の数及び支給する金銭の額を算出いたします。

① 各対象取締役に交付する当社株式の数（※1）

基準交付株式数（※2）×株式の交付割合（※3）

② 上記①で算出した数の当社株式の交付のために支給する金銭報酬債権の額

上記①で算出した当社株式の数×交付時株価（※4）

③ 各対象取締役に支給する金銭の額

基準交付株式数（※2）×金銭の交付割合（※3）×交付時株価（※4）

（※1） 計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものといたします。

（※2） 当社取締役会において予め定めるものといたします。

（※3） 当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当すること等を目的として、対象取締役

が負担する所得税額等を考慮し、支給する金銭の額を決定することとし、具体的な株式及び金銭の交付割合は、当社取締役会において決定いたします。

(※4) 対象期間終了後に行われる当社株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値を基礎として当社株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社取締役会において決定いたします。

### 3. 対象取締役に対する支給要件

当社は、原則として、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、対象期間終了後、対象取締役に対して、上記2.に基づき算出される数及び額の当社株式を交付するための金銭報酬債権及び金銭を支給いたします。

- ① 対象取締役が、対象期間中、継続して、当社の取締役又は執行役員その他当社取締役会が定める役職の地位にあったこと
- ② 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他当社取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

なお、当社は、対象期間中に、新たに当社の取締役に就任する者が存在する場合及び当社が正当と認める理由により対象取締役が退任又は退職した場合には、当該取締役の在任期間に応じて合理的に調整した当社株式若しくは金銭又はその双方を交付又は支給いたします。

また、当社は、対象期間中及び対象期間終了後当社株式を交付する日までに、対象取締役が死亡により上記地位を退任又は退職した場合には、対象取締役に対する金銭報酬債権の支給及び当該金銭報酬債権の現物出資による当社株式の交付に代わり、金銭を支給するものといたします。当該対象取締役に支給する金銭の額は、当該取締役の在任期間に応じて合理的に調整した数に、当該退任又は退職の日の東京証券取引所における当社株式の終値を乗じて得られる金額といたします。

### 4. 組織再編等における取扱い

当社は、対象期間中、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく当社株式の発行又は処分の日より前に

到来することが予定されているときに限る。)、当社株式に代わり、対象期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等を考慮して合理的に調整した株式数に、当該承認の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を基礎として対象取締役に特に有利にならない価額を乗じて得られた金額の金銭を支給いたします。

#### 【ご参考】執行役員に対する事後交付による株式報酬制度の導入

本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は、対象取締役のほか、執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の制度を導入する予定です。

#### 【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の変更案

当社が、当社取締役会決議により、本定時株主総会第3号議案「取締役に対する事後交付による株式報酬に係る報酬決定の件」を原案どおりご承認いただくことを条件として改定した当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、次のとおりです。なお、当該決定方針の取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会で審議し、答申を受けております。また、当該決定方針の概要は、本定時株主総会第1号議案「取締役4名選任の件」及び第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」を原案どおりご承認いただくこと、並びに、本定時株主総会直後に、当社に以下に定める役職が決定され、当社取締役が当該役職に就任していることを前提としております。

##### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう配慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（金銭報酬）及び事後交付型株式報酬（リストリクトド・ストック・ユニット。以下「RSU」といいます。）により構成いたします。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを月次で支払うこととしております。

なお、当社は、取締役会決議により、報酬額等の決定に際して透明性・公正性を確保すること等を目的として、社外取締役の和藤氏を委員長とし、社外取締役の田村氏、社外取締役の鈴木氏、取締役会長の鈴木氏及び代表取締役社長の押見氏を構成員とした任意の指名・報酬

委員会を設置いたします（なお、現在、当社は、取締役の報酬等に関する事項についての取締役会の任意の諮問機関として「報酬委員会」を設置していますが、本定時株主総会後において、報酬委員会としての機能に、指名委員会としての機能を加えた、任意の「指名・報酬委員会」を設置することといたします。）。

□ 基本報酬の額又は算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社は、基本報酬につき、役位、職責、会社業績、経済情勢、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を総合考慮して役位ごとに決定するものとし、業務執行取締役に対し、毎月定額を支給いたします。

ハ. 業績運動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績運動報酬は、役位別に定める設定金額に対して、当該年度の会社業績に応じて変動する仕組みとしており、当該年度の連結売上高及び連結営業利益の達成度合いに応じて付与されるポイント数に対応する割合に応じて算出された金額を毎事業年度終了後一定の時期に支給いたします。

なお、業績運動報酬は、連結営業利益の達成率が80%以上の場合にのみ支給いたします。

| 連結売上高の達成率    | 獲得ポイント |
|--------------|--------|
| 90%未満        | 0      |
| 90%以上、95%未満  | 25     |
| 95%以上、100%未満 | 50     |
| 100%以上       | 100    |

| 連結営業利益の達成率   | 獲得ポイント |
|--------------|--------|
| 90%未満        | 0      |
| 90%以上、95%未満  | 25     |
| 95%以上、100%未満 | 50     |
| 100%以上       | 100    |

| 獲得ポイント合計 | 標準額に対する支給割合 |
|----------|-------------|
| 0~49     | 0%          |
| 50~99    | 25%         |
| 100~149  | 50%         |
| 150~199  | 75%         |
| 200      | 100%        |

二. RSUの内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社は、RSUとして、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下本二.において、「対象取締役」といいます。）に対し、当社取締役会が予め定める対象期間（以下「対象期間」といいます。）中の勤務継続その他一定の条件を満たすことを条件に、当社取締役会において事前に定める数の当社の普通株式の交付のための金銭報酬債権及び金銭を、対象期間分の報酬等として対象期間の終了後一定の時期に支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることといたします。

ホ. 種類別の報酬割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合は、役位別に、業績評価100%達成時において、以下のとおりです。

| 役位      | 基本報酬 | 業績連動報酬 | RSU | 合計   |
|---------|------|--------|-----|------|
| 取締役会長   | 66%  | 17%    | 17% | 100% |
| 代表取締役社長 | 62%  | 25%    | 13% |      |
| 代表取締役専務 | 70%  | 17%    | 13% |      |

ヘ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会においてその具体的な内容を決定いたします。また、取締役会は、当該決定にあたり、指名・報酬委員会の答申を得た上で、当該答申の内容を最大限尊重いたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階  
渋谷ソラスタコンファレンス4D



交通：JR山手線／JR埼京線／東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／

東京メトロ副都心線／東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線

各線 渋谷駅

JR渋谷駅「西口」から徒歩6分

JR渋谷駅「ハチ公口」から徒歩7分

JR渋谷駅直結渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から徒歩2分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますよう  
お願い申しあげます。

# 第25回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

## 事業報告

- 企業集団の現況
- 当連結会計年度の事業の状況
- 財産及び損益の状況
- 対処すべき課題
- 主要な事業内容
- 主要な事業所
- 従業員の状況
- 主要な借入先の状況
- その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 会社の現況
  - 株式の状況
  - 大株主
  - その他株式に関する重要な事項
  - 新株予約権等の状況
  - 会社役員の状況
  - 責任限定契約の内容の概要
  - 役員等賠償責任保険の内容の概要
  - 社外役員に関する事項
  - 会計監査人の状況
  - 業務の適正を確保するための体制
  - 業務の適正を確保するための体制の運用状況
  - 会社の支配に関する基本方針
  - 剰余金の配当等の決定に関する方針

## 連結計算書類

- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

## 計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

## 監査報告書

- 連結計算書類に係る会計監査報告
- 計算書類に係る会計監査報告
- 監査等委員会の監査報告

株式会社C.R.I・ミドルウェア

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各国の通商政策等の影響を受けて一部に弱めの動きもみられるが、企業収益は、製造業において関税による下押しの影響があるものの、全体としては高水準を維持し、業況感も良好な水準を維持しており、景気は緩やかに回復しております。

当社グループを取り巻く事業環境については、モビリティ業界において、SDV (Software Defined Vehicle) の開発が注目を集めしており、ゲーム業界でミドルウェアを開発し培ってきた当社の技術と知見が、モビリティ業界で活用できる環境やタイミングが整いつつあります。また、「2025大阪・関西万博」では、リアル会場での盛り上がりと同時に、バーチャル万博が併設され、オンライン空間上で大勢の人がコミュニケーションを行うなど、オンラインコミュニケーションの活用はリアルとバーチャルのハイブリッドという形で着実に進展しております。

これらの状況下、当社グループは、モビリティやオンラインコミュニケーションなど今後成長が見込める事業、市場を見据えた研究開発体制を整備するとともに、新製品の創出や海外展開の推進など事業基盤の拡大、グループシナジーの創出に注力いたしました。

当連結会計年度の業績は、売上高3,448,587千円（前期比8.9%増）、営業利益554,381千円（前期比50.5%増）、経常利益566,774千円（前期比47.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益420,710千円（前期比38.2%増）となりました。

セグメント毎の経営成績は、次のとおりであります。

（ゲーム事業）

当社製ミドルウェア「CRIWARE（シーアールアイウェア）」等の国内許諾売上は、提案営業強化により、新規顧客を含む複数の一括契約を獲得したことにより、増加いたしました。海外向けは、中国において第3のOSがローンチされた効果と、欧米展開が着実に進み、増加いたしました。株式会社ツーファイブが行う音響制作は、中国企業から大型のボイス収録業務を複数受注したことに加え、既存顧客からのリピートオーダーが堅調に推移し、増加いたしました。なお、オンラインコミュニケーションミドルウェア「CRI TeleXus」への研究開発投資は当セグメントにおいて継続して行っております。当セグメントの売上高は1,807,021千円（前期比7.8%増）、セグメント利益は186,207千円（前

期比59.5%増)となりました。

(エンタープライズ事業)

モビリティ分野の売上は、新製品「CRI Glassco」の採用数が年間を通して期初予想を大きく上回ったことにより、大幅に増加いたしました。組込み分野の売上は、上期にカラオケの一括許諾売上やリアルカジノ向けの年間許諾売上が計上されたものの、下期は前期にあったような大型の許諾売上が計上できず、減少いたしました。クラウドソリューション分野の売上は、R&Dフェーズへのシフトのため、受託業務量を計画的に減らしたことにより、概ね予定どおり減少いたしました。当セグメントの売上高は1,641,565千円（前期比10.1%増）、セグメント利益は368,173千円（前期比46.3%増）となりました。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区分                                          | 第22期<br>(2022年9月期) | 第23期<br>(2023年9月期) | 第24期<br>(2024年9月期) | 第25期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年9月期) |
|---------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(千円)                                     | 2,840,897          | 2,990,991          | 3,167,285          | 3,448,587                       |
| 経常利益(千円)                                    | 138,506            | 379,259            | 383,405            | 566,774                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円) | △339,600           | 232,583            | 304,468            | 420,710                         |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失(△)(円)            | △62.23             | 43.77              | 58.27              | 80.51                           |
| 総資産(千円)                                     | 5,016,660          | 5,159,044          | 5,360,200          | 5,839,834                       |
| 純資産(千円)                                     | 3,536,213          | 3,550,469          | 3,768,063          | 4,098,049                       |
| 1株当たり純資産(円)                                 | 641.16             | 672.43             | 714.22             | 774.55                          |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により算出しております。

### (3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、技術革新のスピードが速く、最新のトレンドが目まぐるしく変化する厳しい環境です。また、各国の通商政策等の影響を受けた海外の経済・物価動向を巡る不確実性はなお高い状況が続いており、その金融・為替市場やわが国経済・物価への影響については、十分注視する必要があります。

このような環境の中、当社グループは、ゲーム事業で得られた技術やノウハウ、知見、資金を、エンターフェイズ事業の研究開発や営業強化に投下することで、事業領域を拡げ、グループ全体で飛躍的な成長をめざします。また、モビリティやオンラインコミュニケーションミドルウェア「CRI TeleXus（シーアールアイ テレクサス）」などへの継続投資に加え、次世代の新製品への積極的な技術開発投資を行ってまいります。

セグメント別には、次の課題に取り組みます。

#### ① ゲーム事業

国内向けは、音声解析リップシンクミドルウェア「CRI LipSync」の次世代版リリースや、映像関連ミドルウェアの拡販を推し進め、ゲームタイトルでの採用拡大をめざします。「CRI TeleXus」については、ボイスチェンジなどの新機能を開発し、新たな適用先や活用方法の創出を目指します。また、CRIWAREユーザー拡大に向けて、インディーゲームイベントへの協賛・出展や専門学校での特別講義などを積極的に行い、業界内コミュニティの形成や認知度向上にも引き続き注力いたします。

海外向けは、中国市場および欧米市場ともに映像関連ミドルウェアを中心に拡販を強化いたします。加えて、中国市場はアカウント営業を強化し、顧客との関係強化を目指します。欧米市場は、直接販売と代理店販売を効果的に組み合わせ、市場での認知度向上に努めます。

#### ② エンターフェイズ事業

モビリティ分野につきましては、既に実績を積み上げている車載サウンドソリューション「CRI ADX Automotive」に加え、新製品となる車載メーターグラフィックソリューション「CRI Glassco」の採用台数増に向け、引き続き営業活動を強化いたします。特に海外市場展開を見据え、製品のグローバル化を推し進めるとともに、海外顧客との関係強化に努めます。

組込み分野につきましては、カラオケ案件の継続的な受注増に向け邁進するとともに、新たな継続取引先の獲得に努めます。また、組込みマイコン用のサウンドミドルウェア

「CRI D-Amp Driver」にGaN半導体を組み合わせた「CRI D-Amp Driver × GaN」を新規展開するとともに、高圧縮トランスコードシステム「CRI DietCoder」をベースとした次世代映像ソリューションの開発に着手いたします。

クラウドソリューション分野につきましては、リアルタイム処理技術、動画・静止画に係る技術を集約した新製品の研究開発投資を上期中に完了させ、下期での市場投入を目論みます。また、当社の強みを活かすことができ、許諾売上または保守・運用業務までを見据えることができる受託案件の獲得をめざします。

#### (4) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

当社グループは、「ゲーム」及び「エンタープライズ」の2事業を主要な事業としております。

##### ① ゲーム事業

主にゲーム業界向けに、ゲーム開発をスムーズかつ効率的に行うための音声・映像関連ミドルウェアの提供や、画像最適化ソリューションの提供、音響制作等を行っております。

##### ② エンタープライズ事業

ゲーム事業で培った音声・映像関連の技術を活かし、主にゲーム業界以外の業界向けに、音声・映像関連ミドルウェアやソリューションの提供、関連する受託開発等を行っております。特に、モビリティ分野や、カラオケ機器、家電・IoT機器などの組込み分野、Web動画や静止画等に係る技術を取り扱うクラウドソリューション分野に注力しております。

(5) 主要な事業所（2025年9月30日現在）

① 当社

| 名 称 | 所 在 地          |
|-----|----------------|
| 本 社 | 東京都渋谷区桜丘町20番1号 |

② 子会社

| 名 称                                               | 所 在 地          |
|---------------------------------------------------|----------------|
| 株式会社ツーファイブ                                        | 東京都渋谷区桜丘町20番1号 |
| 上海希艾維信息科技有限公司<br>(CRI Middleware China Co., Ltd.) | 中華人民共和国上海市     |

(6) 従業員の状況（2025年9月30日現在）

①企業集団の状況

| 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 173名    | +3名         | 40.9歳   | 7.9年        |

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

②当社の状況

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 153名    | +1名       | 39.5歳   | 7.1年        |

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

(7) 主要な借入先の状況（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2025年9月30日現在）

#### ① 大株主（上位10名）

| 株 主 名                             | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------|----------|---------|
| 株 式 会 社 セ ガ                       | 640,000株 | 12.25%  |
| 押 見 正 雄                           | 410,800株 | 7.86%   |
| C R I ・ M I D L W E A 従 業 員 持 株 会 | 294,500株 | 5.64%   |
| 古 川 憲 司                           | 186,800株 | 3.57%   |
| 松 下 操                             | 141,800株 | 2.71%   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                 | 122,604株 | 2.35%   |
| 鈴 木 久 司                           | 120,000株 | 2.30%   |
| 平 崎 泰 司                           | 100,000株 | 1.91%   |
| 田 中 康 英                           | 89,600株  | 1.71%   |
| 田 中 克 己                           | 70,400株  | 1.35%   |

(注) 持株比率は、自己株式(352,077株)を控除して計算しております。

#### ② その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                 |                |                                                |
|---------------------------------|----------------|------------------------------------------------|
|                                 |                | 第5回新株予約権                                       |
| 発 行 決 議 日                       |                | 2018年1月18日                                     |
| 新 株 予 約 権 の 数                   |                | 2,624個                                         |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 で ある<br>株式の種類と数 |                | 普通株式 262,400株<br>(新株予約権<br>1個につき 100株)         |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額             |                | 新株予約権1個当たり2,800円<br>とする。                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額          |                | 新株予約権<br>1個当たり 202,900円<br>(1株当たり 2,029円)      |
| 権 利 行 使 期 間                     |                | 2020年12月1日から<br>2026年2月14日まで                   |
| 行 使 の 条 件                       |                | (注)                                            |
| 役 員 の<br>保 有 状 況<br>(社外取締役を除く)  | 取締役 (監査等委員を除く) | 新株予約権の数 1,600個<br>目的となる株式数 160,000株<br>保有者数 4名 |
|                                 | 取締役 (監査等委員)    | —                                              |

- (注) イ 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2020年9月期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）または2021年9月期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）の連結損益計算書における営業利益の額のいずれかが445百万円を超過した場合に限り、新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。ただし、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、上記「連結損益計算書」は「個別損益計算書」と読みかえるものとする。
- 新株予約権者は、当社または当社子会社を退任または退職した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。ただし、新株予約権者が当社または当社子会社側の都合による退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と新株予約権の権利行使期間満了日のいずれか早い方の日が到来するまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。
- ハ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- 二 1個の新株予約権の一部行使は認めない。

**② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。

**③ その他新株予約権等の状況**

2020年12月24日開催の取締役会決議に基づき発行した、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

|                |                                                    |
|----------------|----------------------------------------------------|
| 券面総額または振替社債の総額 | 1,000,000,000円                                     |
| 各社債の金額         | 25,000,000円の1種                                     |
| 発行価額の総額        | 1,000,000,000円                                     |
| 発行価格           | 額面100円につき金100円<br>ただし、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| 利率 (%)         | 本社債には利息を付さない。                                      |
| 利払日            | 該当事項なし。                                            |
| 利息支払の方法        | 該当事項なし。                                            |
| 償還期限           | 2025年12月25日                                        |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 償還の方法          | <p>1. 儻還金額<br/>額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄2.<br/>(2)乃至(4)に定める金額による。</p> <p>2. 儻還の方法及び期限<br/>(1) 本社債は、2025年12月26日（以下「償還期限」という。）にその総額を償還する。<br/>(2) 当社は、2022年1月12日以降、2025年12月25日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部または一部の額面金額に乘じた金額で繰上償還することができる。<br/>           ①2022年1月12日から2023年1月11日までの期間：101.5%<br/>           ②2023年1月12日から2024年1月11日までの期間：103.0%<br/>           ③2024年1月12日から2025年12月25日までの期間：104.5%<br/>           (3) 本社債権者は、2024年1月1日以降、その選択により、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の1ヶ月前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。<br/>           (4) 儻還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3. 儻還元金の支払場所<br/>株式会社C.R.I・ミドルウェア 経理・財務部<br/>東京都渋谷区桜丘町20番1号 渋谷インフォスター11階</p> |
| 新株予約権に関する事項    | <p>新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式</p> <p>発行する新株予約権の総数 40個</p> <p>転換価額 1株当たり2,327円</p> <p>行使期間 2021年1月12日から2025年12月25日まで</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 募集の方法          | 第三者割当の方法により、全部を次の者に割り当てる。<br>ウィズAIoTエボリューションファンド投資事業有限責任組合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 払込期日           | 2021年1月12日<br>本転換社債型新株予約権の割当日も同日とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 担保             | 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 財務上の特約（担保提供制限） | 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含む。）に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 財務上の特約（その他の条項） | 本新株予約権付社債には担保付切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

### (3) 会社役員の状況

#### ① 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）鈴木久和氏、社外取締役（監査等委員である取締役）田中信重氏、和藤誠治氏及び田村奈央子氏との間で会社法第427条第1項に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### ② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役及び執行役員、子会社の役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償するものです。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと及び、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為等、免責事項に該当する場合は補償の対象外としております。

#### ③ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役鈴木久和氏は、株式会社タダノの監査役、株式会社マイクスの監査役であります。なお、当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）和藤誠治氏は、TMI総合法律事務所のパートナーであります。当社はTMI総合法律事務所と顧問契約を結んでおりますが、金額は僅少であります。
- ・社外取締役（監査等委員）田村奈央子氏は、田村奈央子公認会計士事務所の代表、JENESIS株式会社の監査役であります。なお、当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

## 口. 当事業年度における主な活動状況

| 氏名    | 職位               | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                              |
|-------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鈴木久和  | 取締役              | 当事業年度全14回すべての取締役会及び2024年12月19日に監査等委員会を退任されるまでに開催された監査等委員会3回のうち3回に出席し、企業経営、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、財務及び会計に関する豊富な知識経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。その他、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する等のため、取締役会外での打合わせ、意見交換等を行っております。        |
| 田中信重  | 取締役<br>(常勤監査等委員) | 当事業年度全14回すべての取締役会及び全13回すべての監査等委員会に出席し、人事労務管理及び監査業務並びに資産運用に関する専門的な知見をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。その他、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する等のため、取締役会及び監査等委員会外での打合わせ、意見交換等を行っております。                                             |
| 和藤誠治  | 取締役<br>(監査等委員)   | 当事業年度全14回すべての取締役会、全5回すべての報酬委員会及び全13回すべての監査等委員会に出席し、M&A、コーポレートガバナンス、エクイティファイナンス、内部統制システム等に関する主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。その他、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する等のため、取締役会及び監査等委員会外での打合わせ、意見交換等を行っております。        |
| 田村奈央子 | 取締役<br>(監査等委員)   | 社外取締役就任後に開催された全11回すべての取締役会及び全10回すべての監査等委員会、並びに当事業年度全5回すべての報酬委員会に出席し、企業経営、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、財務及び会計に関する豊富な知識経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。その他、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する等のため、取締役会及び監査等委員会外での打合わせ、意見交換等を行っております。 |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 PwC Japan有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額     | 26,000千円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額        | 一千円      |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、その職務の遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的である事項とする方針であります。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当し、改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社定款第38条において、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めておりますが、当社と会計監査人とは責任限定契約を締結しておりません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

内部統制システムの概要は以下のとおりであります。なお、2024年10月10日開催の取締役会において基本方針の改定を決議しており、当該改定を反映した内容を記載しております。

### ① 当社の取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ・当社の取締役、執行役員及び社員は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたります。
- ・当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を継続して選任しております。
- ・当社は、業務執行機能分離のため、執行役員制度を採用しております。執行役員は取締役会において選任され、代表取締役がその業務執行を統括しております。
- ・当社取締役会は、取締役会規程に基づいて運営され、取締役間の意思疎通を図るとともに業務執行を監督しております。
- ・監査等委員会は、全員が社外取締役である監査等委員から組織され、独立した立場から内部統制システムの整備、運用状況、取締役（監査等委員を除く）及び執行役員の職務の執行について監査等委員会規程に従い、適法性・妥当性監査を実施しております。また、監査等委員会の職務の実効性を高めるため、常勤の監査等委員である取締役を1名以上置く方針としております。
- ・当社は、内部統制システムを整備するため、代表取締役直轄の内部監査グループを設置しております。内部監査グループは、内部監査規程に基づき監査実施項目及び方法を検討し、立案した計画に基づいた監査を実施しております。また、監査結果について被監査部門へ報告及び適切な指導をするとともに、代表取締役及び監査等委員会へ定期的に報告しております。
- ・当社は、法令等遵守に関する規程の整備を行い、取締役、執行役員及び社員の法令遵守意識の維持・向上を図っております。また、コンプライアンスに関する教育・研修を定期的に実施しております。

**② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について**

- ・当社は、取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び稟議書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規則を定め、情報の適切な記録管理体制を整備しております。

**③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について**

- ・当社は、リスク事象の認識と適切な対応策の検討・整備を行うため、代表取締役が指名した者を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、当社に関わるリスクを収集・評価し、その結果を経営会議へ定期的に報告しております。
- ・情報システム管理及び個人情報保護に係る関連規程を制定し、当社の事業活動における機密情報及び個人情報等の情報資産の管理徹底と適切な保護を行い、また、研修及び啓発の実施等を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図っております。
- ・監査等委員会及び内部監査グループの監査により、法令または定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、代表取締役へ直ちに報告することとしております。

**④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について**

- ・当社の取締役会は、毎月1回定時に開催するほか、緊急を要する場合には臨時に開催し、経営全般の意思決定機関として機動的に運営しております。
- ・経営上の重要事項に関する代表取締役の諮問機関として経営会議を、また、特定の経営課題に関する諮問機関として各種委員会を設置しております。
- ・取締役の効率的な職務の遂行を可能とするために、執行役員制度を採用し、業務執行の責任と権限を明確にしております。
- ・業務執行の監督については、重要な事項は当社の定める取締役会規程、職務分掌規程、及び職務権限基準表に基づき取締役会または経営会議に付議することとしております。また、その際には議題に関する十分な資料が全出席者に配付され、経営判断の原則に基づき充実した議論が行われる体制をとっております。
- ・業務を効率的に行うために、業務システムの合理化やIT化を推進するほか、情報セキュリティ基本方針、情報システム管理規程等の社内規則に基づき、総合的な情報の運用・管理を徹底しております。

**⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について**

- ・子会社の取締役及び社員は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたります。

- ・子会社は、取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び稟議書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規則を定め、情報の適切な記録管理体制を整備しております。
  - ・子会社は、情報システム管理及び個人情報保護に係る関連規程を制定し、当社の事業活動における機密情報及び個人情報等の情報資産の管理徹底と適切な保護を行い、また、研修及び啓発の実施等を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図っております。
  - ・当社は、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、経営企画部が主管部門として子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。
  - ・当社は、子会社に対して経営理念の共有を図るとともに、子会社の業務執行の重要事項は、当社の決裁事項または当社への報告事項としております。
  - ・子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報については、子会社の取締役より毎月当社へ報告を受け、必要に応じ、取締役会または経営会議にて審議を行っております。各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとしております。
  - ・当社監査等委員会は、監査等委員会規程に基づき、独立した立場から子会社の内部統制システムの整備、運用状況等についての監査を定期的に実施しております。
  - ・当社内部監査グループは、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づく監査を定期的に実施しております。
  - ・子会社に対する監査等委員会及び内部監査グループの監査により、法令または定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき問題が生じる可能性のある事項が発見された場合は、当社の代表取締役へ直ちに報告し、子会社に対して指導または勧告を行う体制としております。
  - ・当社は、上記の体制を通じて、当社グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理を徹底しております。
- ⑥ **当社の監査等委員会がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項、その社員の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項について**
- ・監査等委員会の職務を補助する社員の独立性を確保するため、その社員の人事及び独立

性、実効性については、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役にて意見交換を行い、適切に対応するものとしております。

**(7) 当社の監査等委員会への報告に関する体制について**

- ・当社及び子会社の取締役、執行役員及び社員等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、内部通報制度運用規程に基づき、直ちに監査等委員会に報告する体制をとっております。
- ・監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要に応じてその他の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する稟議書等の重要な文書を閲覧し、監査等委員でない取締役、執行役員及び社員にその説明を求ることとしております。
- ・当社及び子会社の取締役、執行役員及び社員等は、監査等委員会が報告を要請した事項については、速やかに報告を行っております。

**(8) 内部通報をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制について**

- ・内部通報制度運用規程において、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その保護を図っております。

**(9) 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について**

- ・監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員である取締役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとしております。

**(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について**

- ・当社取締役、執行役員及び社員は、監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努めております。
- ・当社代表取締役は、監査等委員会が内部監査グループとの適切な意思疎通及び効果的な監査業務を実施するための体制を構築しております。また、監査等委員会の職務の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を1名以上設置する方針としております。
- ・監査等委員である取締役は、経営会議その他の重要な会議へ出席するとともに、内部監査グループ及び各関係部門、子会社の責任者等から適時、適切に情報提供を受けることによって、監査等委員会の監査の実効性を確保することとしております。

- ・監査等委員会は、毎月1回定時に定例委員会を開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、決議、協議、報告及び情報交換を行うとともに、内部監査グループから監査結果の報告を、また、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。

#### **(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について**

- ・当社は、反社会的勢力に対して、反社会的勢力排除規程に基づき、以下のとおり対応を行っております。
  - イ. 反社会的勢力を排除するための社内体制の整備、外部専門機関との連携を行っております。
  - ロ. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を整備し、当該部署が情報の一元管理・蓄積、遮断のための取組支援、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連係等を行っております。
  - ハ. 取引先と締結する契約書または覚書に反社会的勢力排除条項を含めております。
  - 二. 取引先の審査等を行うとともに、暴力追放運動推進センターなど企業等の情報を活用しております。

#### **(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制について**

- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、定期的に整備・運用状況を評価し、維持、改善に努めております。
- ・金融商品取引法及び関係法令との適合性を確保しております。

### **(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況**

当事業年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役会は、当事業年度において14回開催され、経営全般の意思決定機関として機動的に運営しております。また、経営上の重要事項に関する代表取締役の諮問機関として、6名の執行役員等から構成される経営会議を、また、特定の経営課題に関する諮問機関として各種委員会を設置しております。
- ・監査等委員会は、当事業年度において13回開催され、独立した立場から取締役の職務執行の監査等を行っております。また、監査等委員会の職務の実効性を高めるため、常勤の監査等委員である取締役を1名設置しております。監査等委員である取締役は、経営会議その他の重要な会議へ出席するとともに、当社取締役、執行役員、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ・内部監査室は、計画に基づいた内部監査を実施し、監査結果について被監査部門へ報告

及び適切な指導をするとともに、代表取締役及び監査等委員会へ定期的に報告しております。

#### (7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### (8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業拡大と企業価値の向上が株主の皆様に対する最大の利益還元につながると考えております。配当につきましては、成長投資と株主還元のバランスを総合的に勘案の上、連結配当性向30%を目安に決定いたします。

なお、剰余金の配当を行う場合、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨及び期末配当の基準日を毎年9月30日、中間配当の基準日を毎年3月31日とする旨を定款で定めております。

当該方針に基づき、当連結会計年度の期末配当につきましては、業績・財務状況を総合的に判断した結果、1株当たり25円とさせていただきました。

## 連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目                   | 金 額       |
|-----------|-----------|-----------------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)                |           |
| 流動資産      | 4,957,289 | 流動負債                  | 1,569,560 |
| 現金及び預金    | 4,242,352 | 買掛金                   | 43,517    |
| 売掛金及び契約資産 | 616,343   | 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債 | 1,000,000 |
| 商品        | 3,955     | 賞与引当金                 | 43,330    |
| 仕掛品       | 18,702    | 未払法人税等                | 106,648   |
| その他の      | 78,310    | その他の                  | 376,063   |
| 貸倒引当金     | △2,375    | 固定負債                  | 172,224   |
| 固定資産      | 882,544   | 長期未払金                 | 172,224   |
| 有形固定資産    | 142,286   | 負債合計                  | 1,741,784 |
| 建物及び構築物   | 107,926   | (純資産の部)               |           |
| 工具、器具及び備品 | 34,359    | 株主資本                  | 4,036,862 |
| 無形固定資産    | 276,033   | 資本金                   | 784,904   |
| ソフトウェア    | 276,033   | 資本剰余金                 | 825,082   |
| 投資その他の資産  | 464,224   | 利益剰余金                 | 2,808,684 |
| 投資有価証券    | 239,212   | 自己株式                  | △381,809  |
| 繰延税金資産    | 80,880    | その他の包括利益累計額           | 11,029    |
| その他の      | 144,131   | 為替換算調整勘定              | 11,029    |
|           |           | 新株予約権                 | 7,347     |
|           |           | 非支配株主持分               | 42,810    |
|           |           | 純資産合計                 | 4,098,049 |
| 資産合計      | 5,839,834 | 負債純資産合計               | 5,839,834 |

**連結損益計算書**  
 (2024年10月1日から)  
 (2025年9月30日まで)

(単位:千円)

| 科 目                           | 金 額       |
|-------------------------------|-----------|
| 売 上 高                         | 3,448,587 |
| 売 上 原 価                       | 1,375,019 |
| 売 上 総 利 益                     | 2,073,567 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 1,519,186 |
| 営 業 利 益                       | 554,381   |
| 営 業 外 収 益                     |           |
| 受 取 利 息                       | 2,787     |
| 受 取 配 当 金                     | 9,798     |
| 補 助 金 収 入                     | 3,440     |
| そ の 他                         | 1,227     |
| 営 業 外 費 用                     | 17,253    |
| 為 替 差 損                       | 4,647     |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 212       |
| 経 常 利 益                       | 4,860     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 566,774   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 566,774   |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |           |
| 当 期 純 利 益                     | 144,390   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | △6,931    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 137,459   |
|                               | 429,315   |
|                               | 8,604     |
|                               | 420,710   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)  
2025年9月30日まで)

(単位：千円)

|                                       | 株 主 資 本 |           |           |           |             |
|---------------------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-------------|
|                                       | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式   | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                             | 784,904 | 825,083   | 2,492,477 | △382,784  | 3,719,680   |
| 当 期 变 動 額                             |         |           |           |           |             |
| 剩 余 金 の 配 当                           | —       | —         | △ 104,503 | —         | △ 104,503   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益               | —       | —         | 420,710   | —         | 420,710     |
| 自 己 株 式 の 処 分                         | —       | △0        | —         | 975       | 974         |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 变 動 額 (純額) | —       | —         | —         | —         | —           |
| 当 期 变 動 額 合 計                         | —       | △0        | 316,207   | 975       | 317,181     |
| 当 期 末 残 高                             | 784,904 | 825,082   | 2,808,684 | △ 381,809 | 4,036,862   |

|                                       | そ<br>包<br>括<br>の<br>利<br>益 | 他<br>累<br>計<br>の<br>額 | 新株予約権 | 非支<br>配<br>株主持分 | 純資産合計     |
|---------------------------------------|----------------------------|-----------------------|-------|-----------------|-----------|
|                                       | 為替換算<br>調整勘定               | その他の包括<br>利益累計額合計     |       |                 |           |
| 当 期 首 残 高                             | 12,262                     | 12,262                | 7,453 | 28,666          | 3,768,063 |
| 当 期 变 動 額                             |                            |                       |       |                 |           |
| 剩 余 金 の 配 当                           | —                          | —                     | —     | —               | △ 104,503 |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益               | —                          | —                     | —     | —               | 420,710   |
| 自 己 株 式 の 処 分                         | —                          | —                     | —     | —               | 974       |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 变 動 額 (純額) | △ 1,233                    | △ 1,233               | △ 106 | 14,143          | 12,804    |
| 当 期 变 動 額 合 計                         | △ 1,233                    | △ 1,233               | △ 106 | 14,143          | 329,985   |
| 当 期 末 残 高                             | 11,029                     | 11,029                | 7,347 | 42,810          | 4,098,049 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社 (前連結会計年度 3社)
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ツーファイブ  
上海希艾維信息科技有限公司

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名 決算日

上海希艾維信息科技有限公司 12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、次のとおりであります。

上海希艾維信息科技有限公司については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

###### (イ) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

###### (ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社グループは定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3～5年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出制度を採用しており、確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。なお、2025年4月に従来の簡便法による退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行しております。また、国内の連結子会社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を採用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ライセンスの供与

当社グループでは、主に音声・映像分野に特化したミドルウェア/ツール等のソフトウェアについて許諾販売を行っております。顧客に提供したソフトウェアのライセンスが、ライセンス供与期間にわたり知的財産へアクセスする権利である場合は、契約期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点の知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識しております。

また、売上高に基づくロイヤリティに係る収益は契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、顧客からの売上報告書の受領時点で収益を認識しております。

ロ. 受注制作のソフトウェア

当社グループでは、ゲーム事業における音響制作及びエンタープライズ事業における受注制作のソフトウェア開発を行っております。これらソフトウェアの受注制作については、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、プロジェクトの総見積原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（原価比例法）によって算定しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。また、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、顧客による検収時点で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当する事項はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 繰延税金資産

当社グループは、2025年9月30日現在、連結貸借対照表上、繰延税金資産を80,880千円計上しており、そのうち、当社は繰延税金資産を78,523千円計上しております。当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性について毎期検討を行っております。当社グループの繰延税金資産の回収可能額は、将来の課税所得の予測に大きく依存しておりますが、課税所得の予測は将来の事業環境や当社の事業活動の推移、その他の要因により変化します。

当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の検討においては、過去3年および当連結会計年度の経営成績において、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定められた要件に基づき当社および連結子会社を分類しております。その上で、当社は臨時的原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、かつ、当連結会計年度末において近い将来に著しい変化が見込まれないこと等から、スケジューリングされた一時差異による繰延税金資産を全額回収可能と見積り、繰延税金資産を計上しております。

前述の判断を行うにあたって当連結会計年度末において、当社は近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれるかどうか事業計画に基づき判断しています。事業計画で使用された主要な仮定は法令、市場環境やその他の競争環境の変化の有無等であります。当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収額の見積りが減少し、その結果繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

#### (2) 市場価格のない株式等の評価について

当社グループは、2025年9月30日現在、連結貸借対照表上、投資有価証券239,212千円を計上し、このうち、市場価格のない株式等として40,000千円を計上しています。当社グループは、市場価格のない株式等の評価については、実質価額が取得価額と比べ、50%超下落した時は、実行可能であった合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としています。なお、実質価額の算定にあたっては、一株当たりの純資産を基礎として、取得時に認識した超過収益力等の評価について、事業計画の進捗等を確認した結果、当初の価値が維持されていると判断した場合はこれを加味して算定しております。以上の方針に従い、当該株式の取得時に認識した超過収益力等の評価について、事業計画の進捗等を確認した結果、当初の価値が維持されていると判断し、実質価額に著しい低下は認められないことから減損損失は計上しておりません。当該株式の評価に用いた事業計画には、将来の売上見込み等について経営者による仮定が含まれます。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実性を伴うため、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 追加情報

該当事項はありません。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 120,425千円

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,578,150株

|       | 当連結会計年度<br>期首株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>末株式数<br>(株) |
|-------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 発行済株式 |                         |                         |                         |                        |
| 普通株式  | 5,578,150               | —                       | —                       | 5,578,150              |
| 合計    | 5,578,150               | —                       | —                       | 5,578,150              |

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 352,077株

|      | 当連結会計年度<br>期首株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>末株式数<br>(株) |
|------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 自己株式 | 352,977                 | —                       | 900                     | 352,077                |
| 合計   | 352,977                 | —                       | 900                     | 352,077                |

(注) 自己株式の処分により自己株式数が900株減少しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 配当の原資 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|-------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 利益剰余金 | 104,503            | 20                  | 2024年9月30日 | 2024年12月5日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年11月6日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

| 配当の原資 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|-------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 利益剰余金 | 130,651            | 25                  | 2025年9月30日 | 2025年12月4日 |

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 692,137株

## 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用規程に基づき、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。連結子会社についても、同様の方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、満期保有目的の債券とその他有価証券です。投資有価証券のうち満期保有目的の債券は、格付けの高い債券を対象としており、また、その他有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、非上場株式のため業績の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日でありますが、一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

新株予約権付社債は、資本・業務提携、M&Aに要する投資資金として発行しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

満期保有目的の債券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク

当社は各部署からの報告に基づき、管理本部が適時に入出金見込を管理するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。（（注）参照）

（単位：千円）

|                         | 連結貸借対照表計上額 | 時価        | 差額     |
|-------------------------|------------|-----------|--------|
| (1) 売掛金及び契約資産           | 616,343    | 616,343   | —      |
| (2) 投資有価証券<br>満期保有目的の債券 | 199,212    | 191,720   | △7,492 |
| 資産計                     | 815,556    | 808,063   | △7,492 |
| (1) 買掛金                 | 43,517     | 43,517    | —      |
| (2) 未払法人税等              | 106,648    | 106,648   | —      |
| (3) 転換社債型新株予約権付社債       | 1,000,000  | 1,000,000 | —      |
| 負債計                     | 1,150,166  | 1,150,166 | —      |

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 40,000     |

非上場株式については、市場価格がないことから、上表及び「(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」に記載した表には含まれておりません。

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

| 区分            | 時価(千円)  |           |      |           |
|---------------|---------|-----------|------|-----------|
|               | レベル1    | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 売掛金及び契約資産     | —       | 616,343   | —    | 616,343   |
| 投資有価証券        |         |           |      |           |
| 満期保有目的の債券     |         |           |      |           |
| 社債            | 191,720 | —         | —    | 191,720   |
| 資産計           | 191,720 | 616,343   | —    | 808,063   |
| 買掛金           | —       | 43,517    | —    | 43,517    |
| 未払法人税等        | —       | 106,648   | —    | 106,648   |
| 転換社債型新株予約権付社債 | —       | 1,000,000 | —    | 1,000,000 |
| 負債計           | —       | 1,150,166 | —    | 1,150,166 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

社債は相場価格を用いて評価しております。社債は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

買掛金、未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

元利金の合計額（利率ゼロ）を、同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|                     | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---------------------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金              | 4,242,352 | —           | —            | —    |
| 売掛金及び契約資産           | 616,343   | —           | —            | —    |
| 投資有価証券<br>満期保有目的の債券 | —         | 100,000     | 99,212       | —    |
| 合計                  | 4,858,696 | 100,000     | 99,212       | —    |

(5) 新株予約権付社債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|                   | 1年以内      | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超 |
|-------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 転換社債型新株<br>予約権付社債 | 1,000,000 | —           | —           | —           | —   |
| 合計                | 1,000,000 | —           | —           | —           | —   |

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|               | 報告セグメント   |            |           |
|---------------|-----------|------------|-----------|
|               | ゲーム事業     | エンタープライズ事業 | 計         |
| 売上高           |           |            |           |
| ミドルウェア/ツール    | 1,353,940 | —          | 1,353,940 |
| 音響制作          | 453,081   | —          | 453,081   |
| 組込み           | —         | 724,255    | 724,255   |
| モビリティ         | —         | 633,684    | 633,684   |
| クラウドソリューション   | —         | 283,625    | 283,625   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,807,021 | 1,641,565  | 3,448,587 |
| 外部顧客への売上高     | 1,807,021 | 1,641,565  | 3,448,587 |

### (2) 収益を理解する基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) 会計方針に関する事項⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りになります。

### (3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

|               | 当連結会計年度（千円） |         |
|---------------|-------------|---------|
|               | 期首残高        | 期末残高    |
| 顧客との契約から生じた債権 | 706,021     | 616,343 |
| 契約資産          | 60,888      | 97,136  |
| 契約負債          | 111,019     | 219,883 |

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上「売掛金及び契約資産」に計上しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産 774円55銭
- (2) 1株当たり当期純利益 80円51銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他に関する注記

該当事項はありません。

**貸 借 対 照 表**  
(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目                       | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)                    |           |
| 流動資産      | 4,675,770 | 流動負債                      | 1,510,734 |
| 現金及び預金    | 3,970,829 | 買掛金                       | 15,990    |
| 売掛金及び契約資産 | 561,482   | 未払費用                      | 63,654    |
| 仕掛品       | 6,084     | 未払法人税等                    | 85,812    |
| 前払費用      | 73,720    | 1年内償還予定の<br>転換社債型新株予約権付社債 | 1,000,000 |
| その他の      | 66,028    | 前受金                       | 219,883   |
| 貸倒引当金     | △2,375    | 預り金                       | 12,361    |
| 固定資産      | 991,567   | 賞与引当金                     | 43,330    |
| 有形固定資産    | 109,222   | その他の                      | 69,702    |
| 建物        | 78,275    | 固定負債                      | 172,224   |
| 工具、器具及び備品 | 30,947    | 長期未払金                     | 172,224   |
| 無形固定資産    | 275,753   | 負債合計                      | 1,682,959 |
| ソフトウェア    | 275,753   | (純資産の部)                   |           |
| 投資その他の資産  | 606,591   | 株主資本                      | 3,977,031 |
| 投資有価証券    | 239,212   | 資本金                       | 784,904   |
| 関係会社株式    | 149,957   | 資本剰余金                     | 825,082   |
| 出資金       | 167       | 資本準備金                     | 774,904   |
| 繰延税金資産    | 78,523    | その他資本剰余金                  | 50,177    |
| その他の      | 138,729   | 自己株式処分差益                  | 50,177    |
|           |           | 利益剰余金                     | 2,748,853 |
|           |           | 利益準備金                     | 927       |
|           |           | その他利益剰余金                  | 2,747,926 |
|           |           | 繰越利益剰余金                   | 2,747,926 |
|           |           | 自己株式                      | △381,809  |
|           |           | 新株予約権                     | 7,347     |
|           |           | 純資産合計                     | 3,984,378 |
| 資産合計      | 5,667,337 | 負債純資産合計                   | 5,667,337 |

**損 益 計 算 書**  
 (2024年10月1日から )  
 (2025年9月30日まで)

(単位:千円)

| 科<br>目       | 金       | 額         |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 2,890,656 |
| 売上原価         |         | 1,139,569 |
| 売上総利益        |         | 1,751,087 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,296,221 |
| 営業利益         |         | 454,865   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 3,100   |           |
| 受取配当金        | 9,798   |           |
| 経営指導料収入      | 1,200   |           |
| 出向委託料収入      | 1,200   |           |
| その他          | 1,295   | 16,594    |
| 営業外費用        |         |           |
| 為替差損         | 4,265   |           |
| その他の         | 103     | 4,368     |
| 経常利益         |         | 467,091   |
| 税引前当期純利益     |         | 467,091   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 120,566 |           |
| 法人税等調整額      | △5,231  | 115,334   |
| 当期純利益        |         | 351,756   |

**株主資本等変動計算書**  
 ( 2024 年 10 月 1 日から )  
 ( 2025 年 9 月 30 日まで )

(単位 : 千円)

| 資本金                 | 株主資本    |          |         |         |          |           |
|---------------------|---------|----------|---------|---------|----------|-----------|
|                     | 資本剰余金   |          |         | 利益剰余金   |          |           |
|                     | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金   | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計   |
| 当期首残高               | 784,904 | 774,904  | 50,178  | 825,083 | 927      | 2,500,673 |
| 当期変動額               |         |          |         |         |          |           |
| 剰余金の配当              | —       | —        | —       | —       | —        | △104,503  |
| 当期純利益               | —       | —        | —       | —       | —        | 351,756   |
| 自己株式の処分             | —       | —        | △0      | △0      | —        | —         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —       | —        | —       | —       | —        | —         |
| 当期変動額合計             | —       | —        | △0      | △0      | —        | 247,253   |
| 当期末残高               | 784,904 | 774,904  | 50,177  | 825,082 | 927      | 2,747,926 |
|                     |         |          |         |         |          | 2,748,853 |

|                     | 株主資本     |           | 新株予約権 | 純資産合計     |
|---------------------|----------|-----------|-------|-----------|
|                     | 自己株式     | 株主資本合計    |       |           |
| 当期首残高               | △382,784 | 3,728,803 | 7,453 | 3,736,256 |
| 当期変動額               |          |           |       |           |
| 剰余金の配当              | —        | △104,503  | —     | △104,503  |
| 当期純利益               | —        | 351,756   | —     | 351,756   |
| 自己株式の処分             | 975      | 974       | —     | 974       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —        | —         | △106  | △106      |
| 当期変動額合計             | 975      | 248,227   | △106  | 248,121   |
| 当期末残高               | △381,809 | 3,977,031 | 7,347 | 3,984,378 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

###### ロ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ハ. その他有価証券

###### 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3～5年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ライセンスの供与

当社では、主に音声・映像分野に特化したミドルウェア/ツール等のソフトウェアについて許諾販売を行っております。顧客に提供したソフトウェアのライセンスが、ライセンス供与期間にわたり知的財産へアクセスする権利である場合は、契約期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点の知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識しております。

また、売上高に基づくロイヤリティに係る収益は契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、顧客からの売上報告書の受領時点で収益を認識しております。

ロ. 受注制作のソフトウェア

当社では、主にエンタープライズ事業における受注制作のソフトウェア開発を行っております。これらソフトウェアの受注制作については、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、プロジェクトの総見積原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（原価比例法）によって算定しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。また、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、顧客による検収時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

当社は、確定拠出年金制度を採用しており、確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。なお、2025年4月に従来の簡便法による退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産

当社は、2025年9月30日現在、貸借対照表上、繰延税金資産を78,523千円計上しております。当社では、繰延税金資産の回収可能性について毎期検討を行っております。当社の繰延税金資産の回収可能額は、将来の課税所得の予測に大きく依存しておりますが、課税所得の予測は将来の事業環境や当社の事業活動の推移、その他の要因により変化します。

当期末における繰延税金資産の回収可能性の検討においては、過去3年および当事業年度の経営成績において、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定められた要件に基づき当社を分類しております。その上で、臨時的原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、かつ、当期末において近い将来に著しい変化が見込まれないこと等から、スケジューリングされた一時差異による繰延税金資産を全額回収可能と見積り、繰延税金資産を計上しております。

前述の判断を行うにあたって当期末において、当社は近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれるかどうか事業計画に基づき判断しています。事業計画で使用された主要な仮定は法令、市場環境やその他の競争環境の変化の有無等であります。当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収額の見積りが減少し、その結果繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

### (2) 市場価格のない株式等の評価について

当社は、2025年9月30日現在、貸借対照表上、関係会社株式149,957千円、投資有価証券239,212千円を計上し、このうち、市場価格のない株式等として40,000千円を計上しております。当社は、市場価格のない株式等の評価については、実質価額が取得価額と比べ、50%超下落した時は、実行可能であった合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としています。なお、実質価額の算定にあたっては、一株当たりの純資産を基礎として、取得時に認識した超過収益力等の評価について、事業計画の進捗等を確認した結果、当初の価値が維持されていると判断した場合はこれを加味して算定しております。以上の方針に従い、当該株式の取得時に認識した超過収益力等の評価について、事業計画の進捗等を確認した結果、当初の価値が維持されていると判断し、実質価額に著しい低下は認められないことから減損損失は計上しておりません。当該株式の評価に用いた事業計画には、将来の売上見込み等について経営者による仮定が含まれます。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判

断により決定しておりますが、将来の不確実性を伴うため、見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 追加情報

該当事項はありません。

#### 5. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りになります。

#### 6. 貸借対照表に関する注記

- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額              | 96,483千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 |          |
| ① 短期金銭債権                        | 91,494千円 |
| ② 短期金銭債務                        | 1,409千円  |

#### 7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 88,922千円 |
| 売上原価       | 28,611千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,316千円  |
| 営業取引以外の取引高 | 1,200千円  |

#### 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 352,077株 |
|------|----------|

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|          |           |
|----------|-----------|
| 貸倒引当金    | 748千円     |
| 未払事業税    | 7,865千円   |
| 未払事業所税   | 1,102千円   |
| 減価償却超過額  | 4,508千円   |
| 資産除去債務   | 8,640千円   |
| 長期未払金    | 39,838千円  |
| 減損損失     | 3,298千円   |
| 投資有価証券   | 68,017千円  |
| 未払金      | 18,185千円  |
| 未払人件費    | 13,269千円  |
| 繰延税金資産小計 | 165,475千円 |
| 評価性引当額   | △86,951千円 |
| 繰延税金資産合計 | 78,523千円  |

(注) 当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等  
該当事項はありません。

- (2) 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名    | 所在地        | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業                          | 議決権等の<br>所有<br>(被所有)<br>割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係 |            | 取引の<br>内容     | 取引金額<br>(千円) | 科目    | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-------------------|------------|--------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------|---------------|------------|---------------|--------------|-------|--------------|
|     |                   |            |                          |                                        |                                   | 役員の<br>兼任等    | 事業上<br>の関係 |               |              |       |              |
| 子会社 | 上海希艾維信息<br>科技有限公司 | 中華人民共和国上海市 | 2,000千<br>中国元            | 中国におけるCRIWAREのライセンス提供、技術サポート           | (所有)<br>直接<br>70.0                | 兼任<br>あり      | ミドルウェアの再販売 | ミドルウェアの使用許諾取引 | 88,722       | 売掛金   | 28,697       |
| 子会社 | 株式会社ツーフ<br>アイブ    | 東京都渋谷区     | 3,200                    | 音響制作、CDの製作販売、レコードイングスタジオの運営、イベントの企画運営等 | (所有)<br>直接<br>100.0               | 兼任<br>あり      | 資金の貸付      | 資金の貸付(注)      | —            | 短期貸付金 | 60,000       |

(注) 資金の貸付に関しては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産  
760円99銭  
(2) 1株当たり当期純利益  
67円31銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 13. その他に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月17日

株式会社C R I・ミドルウェア

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 斎藤 勝彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有岡 照晃  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C R I・ミドルウェアの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C R I・ミドルウェア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び查阅に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月17日

株式会社C R I・ミドルウェア  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 斎藤 勝彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有岡 照晃  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C R I・ミドルウェアの2024年10月1日から2025年9月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13 第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1)監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2)会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月17日

株式会社C R I・ミドルウェア 監査等委員会

常勤監査等委員

田 中 信 重 ㊞

監査等委員

和 藤 誠 治 ㊞

監査等委員

田 村 奈央子 ㊞

(注) 監査等委員 田中信重、和藤誠治及び田村奈央子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上